

●相続の手続き

…取引内容や相続状況によって、手続きの方法が異なります。詳しくは窓口にてお問い合わせください。

・必要となる書類

	遺言書の有無			
	無し		有り	
	遺産分割協議書 無し	遺産分割協議書 有り	遺言執行者 無し	遺言執行者 有り
相続依頼書（当組合準備）	○	○	○	○
相続預金の通帳・証書等	○	○	○	○
被相続人の出生から死亡までの戸籍 （除籍）謄本・改製原戸籍等（※1）	○	○	○	○
相続人全員分の戸籍謄本(※2)・印鑑証明書・実印	○	○	○	×
				(ただし遺言執行者の分が必要)
遺産分割協議書		○		
遺言書			○	○
代表相続人の本人確認資料	○	○	○	○

「法定相続情報一覧図」がある場合は、(※1)(※2)の書類は不要となります。

お手続きの内容によっては追加で書類をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。